

# 都市計画マスタープラン（案）中間報告

## パブリックコメント（要旨）及び市の考え方

意見募集期間

平成24年7月23日（月）から8月24日（金）まで

意見の応募者数及び件数

応募者数：8名 応募件数：90件

## 【パブリックコメント要旨及び考え方】

番号	分類	内容	ご意見に対する市の考え方(回答・対応方針)【市案】
1	全体	コンプライアンス重視の徹底。専門家の知識を積極的に協議に取り入れてほしい。	中間報告説明会の御意見や、パブリックコメントの内容等を精査し反映するよう努めます。また、策定委員会は、学識経験者、関係団体、関係行政機関の職員で組織し、専門的知見を取り入れ議論を行っています。
2	全体	専門学校、大学などの誘致や設立、提携は入らないか。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。専門学校、大学の誘致、提携等の計画はありません。必要があれば、本マスタープランと別に検討します。
3	全体	官民一体で協議できる地域づくりに期待したい。「目指す」「努力する」といった言葉だけに終わらないことを求める。	ご意見を踏まえ、市民等と行政の協働による都市づくりを目指します。本マスタープラン実現に必要な施策を、計画、実施していきます。
4	全体	中間報告の各地区説明会は、(都市計画法)第18条の2第2項の「公聴会」にあたるか。	都市計画法第18条の2第2項の規定は、公聴会や説明会の開催、広報誌やパンフレットの活用、アンケート実施等を適宜行うこと定めているものです。今回、開催した中間報告説明会は公聴会ではありませんが、本法令に基づく「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置」として開催したものです。
5	全体	都市計画マスタープラン検討委員会委員名簿と議事録が公開されていない。綾部市民を代表される委員の意見がどのような形で反映されてきたのか見えない。	議事録等の一般公開は行っていませんが閲覧は可能です。情報開示を求められる場合は別途お問い合わせください。
6	全体	地区説明会で出された意見は地域要望が多かった。開催趣旨の共通認識が共有できていなかったのでは。	開催趣旨等を、すべての参加者が理解されていたとは考えにくいですが、中間報告説明会は、様々な地域、立場、状況等の市民の皆様から、忌憚のない御意見等をお聞きするため開催したものであり、開催成果があったと考えています。
7	全体	綾部市の衰退は人口減少によるもの。将来も人口は減る事を前提としてものが決められ、進んでいる事が問題である。工業(企業)誘致、良好な住宅地の確保等により人口増加が期待でき、産業が活性化しよい結果に繋がる。	人口減少社会の中、本市の将来人口も減少は避けられない見通しです。しかし、将来目標人口の設定にあたっては、就業場所の拡充、良好な住宅地の供給、利便性の高い交通手段の充実、農村部や山村部の定住環境の向上などにより、減少幅を縮小させることを基本的な考え方とし、将来目標人口を設定しました。ご意見として参考にさせていただきます。

8	全体	司法書士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、宅地建物取引業者、測量士などは専門家である前に、市民でありこの町が良くなってほしいと思う人たちである。 この街を知り尽くした専門家、有識者の意見を計画に反映することを願う。	本マスタープラン策定委員会は、学識経験者、関係団体、関係行政機関の職員で組織し、専門的知見も取り入れ議論を行っています。中間報告説明会の御意見や、パブリックコメントの内容等の反映について検討します。
9	全体	府北部の近隣市町と連携、役割し、綾部のあるべきまちづくりを考えるべき。	ご提案の内容については、ご意見として参考にさせていただきます。
10	全体	用語の「定義」の曖昧さが数多くあり、読解を困難にしている。用語の示す範囲や地点を特定できず、内容の理解に齟齬（そご）をきたす。不的確な文章も多い。	ご意見を参考に、用語の定義や同義語の統一化に努めます。
11	全体	「第五次総合計画」と「都市マスタープラン」のイメージ図が重なってこない。	本マスタープランは第5次綾部市総合計画に則して策定しています。わかりやすい方針づくりに努めます。
12	将来都市像	将来都市像「住んでよかった・・・ゆったりやすらぎの田園都市・綾部」について 中心市街地を含む都市計画に、田園風景をイメージさせるフレーズは戦略的に得策でない。市街地中心地に住む人からの評判もよくない。中心市街地再生のために好奇心そそるサブタイトルを公募するなどしては。	本マスタープランは第5次綾部市総合計画に則し、全市域を対象範囲として策定しています。中心市街地については、将来都市像を実現するため、分野別方針等において定めていますのでご理解ください。
13	都市づくりの基本目標	工業の誘致について、市民や宅建業者の情報を聞いたり、親戚、知り合いに募っては。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。企業誘致については、これまでも各方面から情報提供をいただいております。今後も引き続き広く情報収集に努めます。
14	都市づくりの基本目標	(企業誘致について) 企業側の要望や情報は、地元宅建業者がよく知っている。官主導でなく、宅建業者と一体で動かしてほしい。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。企業誘致については、これまでも各方面から情報提供をいただいております。今後も引き続き広く情報収集に努めます。
15	都市づくりの基本目標	市民等と行政の協働による個性を活かした都市づくりを目指す 市民参加のまちづくりに賛成するが、その参画にあたっては、各団体からのあて職者だけでなく、綾部の歴史や文化を知り、熱意の強い人が集まらないと個性豊かなまちづくりはできない	市民アンケート、住民説明会、パブリックコメント等による、市民のご意見等を反映するよう努めます。また、策定委員会では、様々な立場や観点から議論を重ねています。ご意見として参考にさせていただきます。

		い。また、綾部を愛する人を発掘し、まちの将来を語り合うチーム結成なども有効な手段である。	
16	都市づくりの基本目標	都市づくりの基本目標について（市民等と行政の協働による個性を活かした都市づくり） 市の自治会組織は他市に比べて充実し、完成度が高い。たとえば、市道を市管理と自治会管理に分け、指定管理者制度により保全、舗装するなど、綾部市のまちづくりの形として「新しい公共」の分野をどう充実するか検討しては。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。市道の管理については、今後も市の責務として改良、維持修繕等を行います。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
17	都市づくりの基本目標	住居、工業、商業、農村など、主要なまちづくりの目標は何か。	「2. 将来目標の設定（案）」に示すとおりです。
18	都市づくりの基本目標	都市計画についてわかりにくい。工業のまちにするなど単純な目標をつけては。	都市計画の基本的な方針など、わかりやすい表現に努めます。また、本市は複合的な都市機能を有し、各地域の特性もあるため、「都市づくりの基本目標」を5つの項目に設定していますのでご理解ください。
19	将来都市構造	旧村単位の12地区にそれぞれ地域拠点を定め充実する必要があるのでは。	「里山田園生活エリア」内全ての集落を、生活環境の確保、地域コミュニティの活力の保持、地域産業の活性化を図る方針としていますのでご理解ください。
20	将来都市構造	農村集落は「現状維持」さらには「再生」を唱えるより、機能的なライフライン整備による集落の「再編」を模索する方が賢明なのではないか。旧小学校区等で「拠点集落」に再編することによって、また拠点集落と既存集落との関係を明確にすることによって、旧村共同体の生活機能を維持する、といった視野が必要なのではないか。旧来の分散型小規模投資ではなく集中型大規模投資による計画的・効果的な行政運営を目指さなければ、再生はおろか維持すら困難になる。	「里山田園生活エリア」内全ての集落を、生活環境の確保、地域コミュニティの活力の保持、地域産業の活性化を図る方針としていますのでご理解ください。
21	将来都市構造	工業・物流拠点の企業誘致のための条件整備や方策はどこかに示されているのか。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。企業誘致については、関係機関とも協力し推進していきます。

22	将来都市構造	観光・スポーツ交流拠点に着地型観光対応の記載が必要でないか。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご提案の内容について検討します。
23	将来都市構造	都市連携軸の形成方向に、綾部を通過点にしない具体的な戦略政策の記載が必要でないか。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご提案の内容について検討します。
24	将来都市構造	エリアとゾーンの使い分けが市民に難解。整理が必要でないか。	将来都市構造の面的な区分を、「エリア (area=地域、地方)」、エリア内の土地利用区分を、「ゾーン (zone=区域、地区)」としています。用語の説明や解説等の記載を検討します。
25	将来都市構造	綾部駅、市役所、市立病院を含む地域を「都市拠点」とする論旨は輝きを増す。JR鉄道北側地域一帯に都市サービス機能を再編・集約することで、高齢者から幼児・児童生徒までが交流できる「回遊型」の「都市拠点」の形成も夢ではない。老若男女、市民の全てが医療や買い物だけでなく、日常的に集い、交流を、学びを、スポーツを、ささやかな行楽を享受できる都市拠点を形成して欲しい。	都市拠点の整備方向に基づき、都市拠点の形成を目指します。ご意見として参考にさせていただきます。
26	将来都市構造	現在、多くのU・J・Iターン希望者が「街なか居住」にこの足を踏むのも街路、下水道など都市機能の悪さなのであり、改善されれば人は”街なか”へ帰ってくる。	「3-3市街地整備の方針」に街なか居住、「3-2都市施設整備の方針」に都市機能（都市施設）の整備方針を定めています。ご意見として参考にさせていただきます。
27	将来都市構造	自動車専用道と国道は「広域連携軸」で主要地方道（府道）は「地域連携軸」とする固定概念を直ちに払拭すべき。近畿自動車道舞鶴若狭線や京都縦貫自動車道は”快速”広域軸で、国道27号、173号と府道1号（綾部・小浜）、8号（綾部・福知山）、9号（綾部・大江・宮津）、74号（福知山・綾部・舞鶴）、市道高津旭線（多田・旭）、は、いわば”鈍行”「広域連携軸」のひとつである。	「広域」は京阪神地域や全国、「地域」は福知山市、舞鶴市など近隣都市を想定していますのでご理解ください。
28	将来都市構造	自動車専用道路が交差、ふたつのインターチェンジを有し、同地周辺の土地利用により、経済活性化、とりわけ工業・流通機能の向上、雇用の拡大に結びつけて考えなければならない。さらに大都市と田園都市との交流を促す機能（観光協会等）や施設（ふれあい牧場等）の整備・拡充も考えるべきで、	市街地とインターチェンジなどの交通の要衝と連絡する沿道区域を「沿道サービスゾーン」に定め、都市機能の充実を図る方針を定めています。ご意見として参考にさせていただきます。

		こうした視野で都市圏、経済圏、商圏を展望し、あるべき道路網（連携軸）を構築する必要がある。	
29	将来目標の設定	第5次綾部市総合計画との整合は必要だが、都市計画マスタープランは一步前をリードする気概が必要では。	本マスタープランは第5次綾部市総合計画に則し策定しますが、積極的な方針の策定に努めます。
30	土地利用方針	住宅ゾーンの土地利用計画に、この先10年を見通した新しい施策が見えない。	全市的な人口減少の中、住宅ゾーンの人口が大きく増加する可能性は低いと考えています。「3-3市街地整備・住環境整備の方針」に、現在の居住環境の維持、改善などの方針を定めていますのでご理解ください。
31	土地利用方針	土地区画整理事業後の未利用地の宅地利用促進が必要	「3-3市街地整備・住環境整備の方針」において、空き地や未利用地等の活用を促進することを定めています。ご意見として参考にさせていただきます。
32	土地利用方針	商業・業務ゾーンに、将来目標の設定で市街地中心部の再生とあるが、その目標（中心部の再生）に対する土地利用方針の施策はどこにあるのか。従来の方策と変わらない。	「3-3市街地整備・住環境整備の方針」に、市街地中心部の方針を定めていますのでご理解ください。
33	土地利用方針	まち中は、飲食店を中心とした出店希望者があり、市街地の景観整備、空き店舗を利用した場合の補助制度等は、事業者の出店意欲を上げる効果があると感じる。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。出店支援等の商業振興施策は、引き続き推進していきます。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
34	土地利用方針	商業、工業、住宅地について、主要地方道綾部福知山線を中心に綾部市内全体で整備していくべき。中心市街地再生ばかりにとらわれているが、活気と活性は中心部再生だけで取り戻せない。中心部再生のみにならないよう願う。	主要地方道福知山綾部線などの沿道の「都市サービスゾーン」や「沿道サービスゾーン」は、都市機能の充実を図ることとしています。ご要望に応えるよう努めます。
35	土地利用方針	都市サービスゾーンの、都市サービス施設は民間が主体である。行政は民間が進出しやすい都市計画上の条件を充実すべき。	「都市サービスゾーン」は、都市サービスを提供するゾーンとしています。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご要望に応えるよう努めます。
36	土地利用方針	人口減少を止めるためには工業、商業が重要。工業地域、準工業地域、商業地域、近隣商業地域を拡大するべき。	本マスタープランにおいて、商工業の活性化や雇用の確保などを目指すことを定めています。必要に応じ、用途地域の見直しを行います。ご意見として参考にさせていただきます。

37	土地利用方針	綾部市は優良な企業を数多く、その傘下に下請け企業や関連企業を多く抱えている。工業団地周辺に準工業地域を指定、配置して、これら企業に集積による利益が得られるような配慮が必要。また、既存の準工業地域や住宅地の中の工場を同地周辺に誘導する姿勢も望まれる。	市街地とインターチェンジなどの交通の要衝と連絡する沿道区域を「沿道サービスゾーン」に定め、都市機能の充実を図る方針を定めています。工業団地立地企業と市内既存中小企業との交流については、引き続き、関係機関等とともに推進し、受発注の機会を創出していきます。ご意見として参考にさせていただきます。
38	土地利用方針	府道福知山綾部線の進出可能地の整備(市街化区域の高津方面への拡大)、都市計画道路整備、広域農道・綾部インター線等への誘導(市街化区域拡大、農地の整備、交通量の誘導等)により、出店意欲のある店舗の進出がスムーズにできる都市づくりが必要と考える。	市街地とインターチェンジなどの交通の要衝と連絡する沿道区域を「沿道サービスゾーン」に定め、都市機能の充実を図る方針を定めています。ご意見として参考にさせていただきます。
39	土地利用方針	工業地について 大工場は、工業団地への誘致促進や誘致可能地の拡充を行い、併せて、その下請け中小工場の進出にも対応した都市づくりが必要と考える。 現在の工業系用途地域内は中小工場向けの良好な工業地を確保することが難しく、高価になりがちなため、環境面に十分配慮した上で、中北部地区に工業系地域の拡充、整備が必要と考える。	市街地とインターチェンジなどの交通の要衝と連絡する沿道区域を「沿道サービスゾーン」に定め、都市機能の充実を図る方針を定めています。工業団地立地企業と市内既存中小企業との交流については、引き続き、関係機関等とともに推進し、受発注の機会を創出していきます。ご意見として参考にさせていただきます。
40	土地利用方針	300坪単位で造成可能な工業地域ゾーン(ミニ工業団地)を設置してほしい。	市街地とインターチェンジなどの交通の要衝と連絡する沿道区域を「沿道サービスゾーン」に定め、都市機能の充実を図る方針を定めています。現用途地域や新たに設定する「沿道サービスゾーン」において、土地利用が可能な、民間開発等を期待するものです。
41	土地利用方針	府道8号沿線は、都市・沿道サービスゾーンの他に、工業・住宅ゾーンが位置をずらしながら重なり合う。工業施設の混在は良好な住宅環境を創り出すとは思えない。工業地域、準工業地域、さらには各地に無原則に散在する建設資材置き場やリサイクル業を団地化することによって、用途別土地利用を明確にし、業種・業態間の集積の利益や規模の利益を目指すことで、よりよい環境や景観を創り出して行くべき。	土地利用方針に基づき、良好な居住環境の確保に努めます。必要に応じ、用途地域の見直しを行います。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。

42	土地利用方針	ゲンゼの未利用地の利活用の検討を	「3-3市街地整備・住環境整備の方針」において、“中心市街地の活性化”を掲げ、空き地や未利用地等の活用を促進することを定めています。ご意見として参考にさせていただきます。
43	土地利用方針	青野～綾部ICにかけて市街化エリアになることを大いに押し進めてほしい。国道27号線沿いやIC周辺は、市街地を目指し、(企業)誘致しようとしているが、(企業)誘致することは容易ではない。特区や、(企業)誘致など、提供できる材料を持ち、検討しているのか。	「沿道サービスゾーン」は、都市機能の充実を図ることとしています。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご意見として参考にさせていただきます。
44	土地利用方針	農地の雑地(未利用地)が見受けられ、農地の交換整理、活用しやすい場所をつくれたらと思う。農地の集中化ができれば農家も便利。等価交換など整理を進め、学校周辺に保留地を用意し、民間住宅を建てられるようにすれば、農地の利便性や透明性も確保できる。農業がしやすい街づくりを目指すのも良い。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。農地法・農振法の定める趣旨に従い、優良農地を保全しながら、農村集落の活性化を市民とともに推進します。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
45	土地利用方針	(市街化)調整区域で小規模な商店、店舗併用住宅、旅館業、そば、うどん、伝統工芸の開業を可能にすべき。	「里山田園集落ゾーン」は、定住環境の維持、向上や、日常生活上の諸機能を配置できるよう、地域特性に応じた土地利用を図ることとしています。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご意見として参考にさせていただきます。
46	土地利用方針	高津駅周辺、味方、里の市街地(沿道サービスゾーン)は、比較的ゆるい用途制限にしてほしい。	「沿道サービスゾーン」は、都市機能の充実を図ることとしています。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご意見として参考にさせていただきます。
47	土地利用方針	沿道サービスゾーンは、行政は民間が進出しやすい新たな条例など提示する準備があるのか。それとも現行法の範囲内で出店を待つのか。綾部を選んで進出しようとする条件を充実すべき。	「沿道サービスゾーン」は、都市機能の充実を図ることとしています。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご意見として参考にさせていただきます。
48	土地利用方針	里山田園生活エリアは、市街化調整区域であるが為に家が建てられず、中心市街地や福知山に家を建てた例も多くあり、過疎化に拍車をかけているため、土地利用や建築制限の見直しなどの施策が必要	区域区分の影響や要否の検討等について、庁内会議や策定委員会で既に議論を行っています。「3-3市街地整備・住環境整備の方針」に定めるとおり、必要に応じ区域区分の見直しを行います。



49	土地利用方針	市街化調整区域についても、規制緩和等により居住しやすくする措置が必要と考える。ただ、無秩序な開発については規制が必要であり、限られた財源のため、現況のライフラインや道路整備の範囲内で、住宅に準ずる建築のみ許可する。といった方策が必要と考える。	「沿道サービスゾーン」は都市機能の充実を推進し、「里山田園集落ゾーン」は定住環境の維持、向上や、日常生活上の諸機能を配置する、地域特性に応じた土地利用を図ることを定めています。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご意見として参考にさせていただきます。
50	土地利用方針	農村地域は風致地区を指定し、自然を残し、看板等を規制するべき。	「3-5 景観形成の方針」に、山地、丘陵地などの里山・自然景観の保全を定めています。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご意見として参考にさせていただきます。
51	土地利用方針	(市街化)調整区域の住宅団地は地区計画を定め、住宅建築できるようにするべき。	「里山田園集落ゾーン」は定住環境の維持、向上や、日常生活上の諸機能を配置できる、地域特性に応じた土地利用を図ることを定めています。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご意見として参考にさせていただきます。
52	土地利用方針	「農業に代わる生産基盤」や「兼業可能な機能」を創り出すなど生計を成り立たせるためには、市街化調整地域の解除は必須の条件である。	区域区分の影響や要否の検討等について、庁内会議や策定委員会で既に議論を行っています。「3-3 市街地整備・住環境整備の方針」に定めるとおり、必要に応じ区域区分の見直しを行います。
53	土地利用方針	森林保全と林業の育成が必要	「自然活用保全ゾーン」は、森林の育成、森林の保全を図ることを定めています。また、現在、森林の将来の方向性を示す、森林マスタープランを策定しており、持続可能な林業の基盤づくり等の方針を示します。ご意見として参考にさせていただきます。
54	土地利用方針	山陰線の複線化が必要	「3-2 都市施設整備の方針」にJR山陰本線の綾部・園部間複線化の検討を定めています。ご意見として参考にさせていただきます。
55	土地利用方針	従前の市街地中心部(駅南側)は少子高齢化が進行し、駅北側の医療、福祉施設への移動が大変である。従前の市街地中心部(駅南側)に福祉、医療、コミュニティ施設等を設け、高齢者等の弱者を中心に中心市街地の活性化をされたい。	「3-3 市街地整備・住環境整備の方針」に、市街地整備や都市基盤の充実、また、中心市街地の活性化を定めています。ご意見として参考にさせていただきます。

56	都市施設整備方針（道路・交通施設）	鳥ヶ坪交差点から栗町（都市計画道路 延大島線）の道路幅が途中で止まり、歩道もない。早期拡幅を府に要望してほしい。	長期間未着手や未整備の都市計画道路は、必要性や実現性など総合的な検証を行い、存続又は廃止の方向性を定めます。当該区間の拡幅整備について関係機関に要望することを検討します。
57	都市施設整備方針（道路・交通施設）	都市計画道路の駅前通り線について、一部区間は拡幅されたが、他区間は未整備のまま放置されている。都市計画があるため周辺住民は制約を受け問題がある。計画を実行するか否か、はっきりしてほしい。	長期間未着手や未整備の都市計画道路は、必要性や実現性など総合的な検証を行い、存続又は廃止の方向性を定めます。
58	都市施設整備方針（道路・交通施設）	都市計画道路を一旦全部白紙にして、新たに計画を立て直すことが最良では。 都市計画道路「駅前通線」を今後どうするのか、はっきりすべき。 都市計画道路の未着手の道路名をマスタープランに明記すべき。 都市計画道路の見直しで「存続又は廃止を検討します」と明記されたのは良いが、新設についても検討されたい。	長期間未着手や未整備の都市計画道路は、必要性や実現性など総合的な検証を行い、存続又は廃止の方向性を定めます。未着手及び未整備路線は、道路・交通施設整備方針図で明記します。新たな都市計画道路を検討する計画はありません。
59	都市施設整備方針（道路・交通施設）	市街地の道案内がわかりにくい。道路の愛称を市民募集し、案内標識を整備するなど工夫しては。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
60	都市施設整備方針（道路・交通施設）	実現見込みのない都市計画道路の廃止が必要と考える。特に、規制対象となる高層の建築の可能な駅前通線等においては、廃止が必要と考える。	長期間未着手や未整備の都市計画道路は、必要性や実現性など総合的な検証を行い、存続又は廃止の方向性を定めます。
61	都市施設整備方針（道路・交通施設）	建築の障害となる未着手、未整備の都市計画道路の見直しが必要	長期間未着手や未整備の都市計画道路は、必要性や実現性など総合的な検証を行い、存続又は廃止の方向性を定めます。
62	都市施設整備方針（道路・交通施設）	府道1号線は、国道であるか否かではなく、福井県域と綾部市域の広域災害に対する備えとしても整備されなければならない。また、舞鶴国際埠頭建設との係わりでは国道27号の利便性の方が近畿自動車道舞鶴若狭線より優れている。国道27号と173号の分岐点から舞鶴市内まで4車線化することも考えられる。単に歩道整備でお茶を濁す程度ではマスタープランとは言えまい。	「3-2 都市施設整備の方針」に、道路の整備方針を定めています。府道小浜綾部線及び国道27号は順次整備がされています。国道27号の4車線化については要望することを検討します。

63	都市施設整備方針（道路・交通施設）	「交通弱者や買い物難民の移動を保障するまちづくり」を念願する。食料など日用品を安定的に購入できる「拠点集落」への集落再編は必要なのだが、通院・通学、非日常的な買い物や所用等のために、中心市街地に向かう放射状道路の整備と「あやバス」含めた公的交通手段の整備を求めたい。	「3-2 都市施設整備の方針」に、道路と公共交通の整備方針を定めています。ご意見として参考にさせていただきます。
64	都市施設整備方針（道路・交通施設）	現実性のない都市計画道路の見直しが必要と考える。現代と将来をしっかりと見据えた（地形、歴史、車や人の流れなどを考慮）現実味のあるものに見直す必要がある。	長期間未着手や未整備の都市計画道路は、必要性や実現性など総合的な検証を行い、存続又は廃止の方向性を定めます。
65	都市施設整備方針（道路・交通施設）	利便性の高い地域（商業施設、銀行、病院等から徒歩圏の範囲）において良好な住環境を確保できるような都市づくり（道路、下水道等）が第1に必要と考える。 中南部地域のJR線路北～由良川南に市街化区域を広げ、その区域の都市計画道路整備、治水対策等を行うべきと考える。	「3-2 都市施設整備の方針」に、道路と上下水道の整備方針を定めています。住環境整備についてはご要望に応えるよう努めます。市街化区域の拡大については、「3-3 市街地整備・住環境整備の方針」に定めるとおり、必要に応じ区域区分の見直しを行います。
66	都市施設整備方針（公園・緑地）	大きな公園を（市街地）西側の中筋地区に設置してほしい。	「3-2 都市施設整備の方針」に、都市公園の適正配置を定めています。具体的な各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご意見として参考にさせていただきます。
67	都市施設整備方針（公園・緑地）	定住促進、住宅建設促進のため、公園や学校環境の充実が必要	「3-2 都市施設整備の方針」に、都市公園の適正配置、再生整備、公園施設の維持などを定めています。ご要望に応えるよう努めます。
68	市街地整備	都市計画区域を区域外にするのか。現状のままか。	現都市計画区域の廃止や変更の計画はありません。
69	市街地整備	単純に用途地域、容積率、建ぺい率を決めないでほしい。限られた市街地で、できる限りのことができるように望む。建ぺい率、容積率を低くすることはやめてほしい。低層住居地域の建ぺい率、容積率を上げる見直しを提案する。地区計画による敷地後退なども検討してほしい。	土地利用方針に基づき、適切な誘導規制に努めます。必要に応じ、用途地、建ぺい率、容積率の見直しを行います。ご意見として参考にさせていただきます。
70	市街地整備	都市計画法の線引き見直しは必然。線引き見直しを実行する踏み込んだ表現を求める。	区域区分の影響や要否の検討等について、庁内会議や策定委員会で既に議論を行っています。検討結果等の反映や表現方法もあわせて検討します。
71	市街地整備	市街化区域内の未利用地（低利用地）の逆線引きの方向性を明示すべき。	「3-3 市街地整備・住環境整備の方針」に定めるとおり、必要に応じ区域区分の見直しを行います。ご意見として参考にさせていただきます

72	市街地整備	現行の都市計画区域（区域区分）を撤廃すべき。 市街化区域でありながら、道路やインフラ整備が遅れ、区画整理や民間開発を促進しなければ問題解決にならない（土地利用できない）。また、（市街化）調整区域の制限により、まちの発展や特色や農林漁業の発展は阻害され、工業の新規誘致も拒んでいる。	区域区分の影響や要否の検討等について、庁内会議や策定委員会で既に議論を行っています。「3-3市街地整備・住環境整備の方針」に定めるとおり、必要に応じ区域区分の見直しを行います。ご意見として参考にさせていただきます
73	市街地整備	現在の用途地域が街並み形成の阻害要因になり、まちが発展しなかった。利便性の悪いまちになった要因も用途地域にある。（用途地域を）抜本的に見直す必要がある。その計画に基づいてインフラやライフラインの整備を計画的に進めていく必要があると考える。	土地利用方針に基づき、適切な誘導規制に努めます。必要に応じ、用途地域の見直しを行います。ご意見として参考にさせていただきます
74	市街地整備	インターチェンジ周辺に工場、物流センター等の土地利用ができるよう、用途地域の変更、また、（市街化）調整区域は撤廃すべき。	市街地とインターチェンジなどの交通の要衝と連絡する沿道区域を「沿道サービスゾーン」に定め、都市機能の充実を図る方針を定めています。また、「3-3市街地整備・住環境整備の方針」に定めるとおり、必要に応じ区域区分や用途地域の見直しを行います。
75	市街地整備	国道27号、府道8号線沿いは準工業地域に用途変更してほしい。	土地利用方針に基づき、適切な誘導規制に努めます。必要に応じ、用途地域の見直しを行います。
76	市街地整備	住居系用途地域の建ぺい率、容積率の緩和を希望する。	土地利用方針に基づき、適切な誘導規制に努めます。必要に応じ、建ぺい率、容積率の見直しを行います。
77	市街地整備	市街地内部の消防車や救急車が入れない細路は、地域単位で区画整理的手法を用いて整備するのが合理的・効率的。また、綾部駅・市役所・市立病院を含む「都市拠点」の井倉～青野間の未利用地、あるいは低利用度の土地を有効利用しながら区画整理を行うことは可能。	「3-3市街地整備・住環境整備の方針」に、狭あい道路の拡幅整備などの市街地再整備の検討を定めています。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
78	市街地整備	国道27号、府道8号沿線の土地区画整理等の基盤整備が進んでいない状況にあり、集中豪雨による小河川の増水、氾濫が毎年繰り返されている。安全・安心な環境整備を行うことを訴え、土地区画整理等による基盤整備を先行させるべき。	「3-6都市防災の方針」に、自然災害の防止化を定めており、ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
79	住環境整備	狭あい道路、民間開発の誘導につとめるとは具体的に聞きたい。	「3-3市街地整備・住環境整備の方針」に、狭あい道路の拡幅整備などの市街地再整備の検討や、民間開発の誘導を定めています。具体的な各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、検討、計画していきます。

80	景観形成方針	耐震化等により建替えられる公的建物などは、幹線道路、駅から見える工夫が必要。景観、見た目の活気、周辺地が栄えてくる。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご提案の内容については、ご意見として参考にさせていただきます。
81	景観形成方針	アスファルト化が進み、雨水排水による洪水になる可能性が出てきた。各家庭に雨水貯や透水柵を作るなどの市民の役割を促す市民協働の計画が必要。	「3-6 都市防災の方針」に、自然災害の防止を定めており、ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご提案の内容についてご意見として参考にさせていただきます。
82	その他	農地を管理者が取得し、UIターン者に貸し付け、就業に至れば名義変更するシステム構築など、UIターン者が、スムーズに農業へ参入できる施策を検討してほしい。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。農地取得の要件等、引き続き新規就農者の条件整備に努めます。ご提案の内容については、ご意見として参考にさせていただきます。
83	その他	アイタウン交差点に綾部 IC への誘導看板を付けるなど、わかりやすい街づくり、官民の知恵を出すことが必要。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。ご提案の内容については、ご意見として参考にさせていただきます。
84	その他	「治安」が入っていないが必要ではないか。防犯灯や防犯カメラの設置など「治安」の観点から死角のない街の構造を考える必要があると思います。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。本マスタープランで治安の方針を定める計画はありません。治安に関しては、「綾部市安全・安心のまちづくり条例」を制定し、市民や事業者が安全で、安心して生活できる地域社会の実現に向け取り組んでいます。ご意見として参考にさせていただきます。
85	その他	活用されていない農地は、市等が把握し、希望者に条件を付け、譲渡、貸出等ができる仕組みや、その集積の公開により他市からの農業希望者、農業法人等の誘致ができる地区計画等ができないか。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。耕作放棄地の問題や農地の有効活用等については、「京力農場プラン」(人・農地プラン)の作成など、市民とともに検討します。ご提案の内容については、ご意見として参考にさせていただきます。

86	その他	非農家が、自由に農業ができる農業促進地区などをつくっては。	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご意見などの各施策は本マスタープランと整合を図りつつ、計画、実施していきます。農地取得の要件等、引き続き新規就農者の条件整備に努めます。ご提案の内容については、ご意見として参考にさせていただきます。
87	その他	観光地は商業との共存が必要	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご提案の内容については、ご意見として参考にさせていただきます。
88	その他	子供がもどってくるまちづくりが必要	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご提案の内容については、ご意見として参考にさせていただきます。
89	その他	高校生、中学生、小学生にも意見を聞き計画に取り入れては。 (面白い発想やふるさとの思いが深まる)	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご提案の内容については、ご意見として参考にさせていただきます。
90	その他	都市計画のわかる市職員が必要（人材育成が必要）	本マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。ご提案の内容については、ご意見として参考にさせていただきます。